

福岡県地域限定保育士試験保育実技講習会における修了判定基準

福岡県地域限定保育士試験における保育実技講習会は、原則として、受講者が全ての科目を受講したことをもって、修了したものと認定する。

なお、以下の項目に一つでも当てはまる場合は、原則「未修了」とする。

第1 出欠状況

(1) 各講義に欠席した場合

全ての科目を受講しなければならない。ただし、人身事故等による公共交通機関の運休等、受講者の責に帰さない事由に限り、受講者が希望し、空席がある場合に限り、別日での再受講を認める。

(2) 各講義に遅刻をした場合

ただし、人身事故等による公共交通機関の遅延等、受講者の責に帰さない事由に限り、受講者が希望し、空席がある場合に限り、別日での再受講を認める。

(3) 講義開始後、一時的な離席、又は早退した場合

ただし、受講者からの体調不良等の申出があり、やむを得ず離席又は退席の必要がある場合には、受講者が希望し、空席がある場合に限り、別日での再受講を認める。

第2 提出物

(1) 造形表現の演習、音楽表現の演習、言語表現の演習及び保育実践見学実習におけるレポートのいずれかが提出されていない場合、又は各レポートにおいて指定された要件を満たしていない場合。

(2) 福岡県地域限定保育士保育実技講習会事務局（以下、「事務局」とする。）が指定した書類のいずれかが提出されていない場合。

第3 受講姿勢

(1) 講師及び事務局の指導に従わず、講義の進行を妨害する、講義と関係のない行動をとる、演習に参加しないなど、受講態度が不適切で、事務局より退席を指示された場合。

第4 地域限定保育士・保育実技講習会実施要領に定める目標への到達状況及びレポート内容

(1) 提出されたレポート等を踏まえ、各科目の目標に著しく達していないと講師及び事務局が判断した場合。

(2) 提出されたレポート等を踏まえ、保育所保育指針の見方を逸脱した内容となっていると講師及び事務局が判断した場合。